

業務速報

妥結しても基本協約締結拒否では意味がない 団体交渉の前提を確認できず！

2007年度協約改訂交渉第1回団体交渉

本部は『闘申第1号（基本協約の速やかな締結と協約・協定改訂に関する申し入れ）』に基づき、団体交渉を開催しました。

団交開催にあたり、本部は会社に対し、未締結状態が続いている基本協約について直ちに、この場で締結し協約改訂交渉をすすめること、今次交渉を妥結した場合は基本協約を締結することを労使で確認することを迫りました。

会社は「この間の協議を踏まえていない話である」「J R 東海労とは『労働協約』があるのだからそれに基づいて交渉する」「J R 東海労とは基本協約を結ぶ前提にない」など主張しました。

本部は、労働組合として労働条件部分を含めた協約を締結できなければ団体交渉を積み重ねる意味がない。団体交渉を進める前提が成立しないことを主張し、趣旨説明に入らず退席しました。

主なやりとりは以下のとおりです。

組合：今次協約改訂交渉にあたり、確認したい。未締結状態になっている基本協約について、まず締結するべきである。協約改訂交渉なのだから、その上で改訂交渉を進めるべきと考える。

会社：そのようなことは窓口で整理すべき事柄である。今日は趣旨説明の場である。この間の基本協約締結に関する議論があるではないか。それを踏まえずいきなり締結しろといわれても議論もせずに回答できない。J R 東海労とは『労働協約』があるのだからそれに基づいて交渉する。

組合：それでは労使関係部分しか交渉しないということか。

会社：そうは言っていない。交渉での議論を就業規則に反映できる。

組合：結果そうなるかもしれないが、労働条件部分を含む基本協約締結を目的にJ R 東海労は交渉するのである。交渉を積み重ねて妥結を通告しても昨年のように理由を付けて基本協約を締結しないとなったら交渉する意味がない。まずは基本協約締結を拒否している理由の、主任レポートについて議論するべきである。

会社：締結拒否ではない。締結する前提にないということである。会社の考えは変わっていない。基本協約締結は組合次第である。

組合：J R 東海労の考えも変わらない。基本協約締結は会社次第である。これでは団体交渉を積み重ねても意味がない。

会社：団交を拒否するのか。

組合：そうではない。団体交渉の前提が確認できないのである。

以 上